



■ 第十七回通常総会・五つの議案を承認
 ■ 平成二十二年度剰余金四千三百万円余
 ■ 出資配当1%を含む剰余金処分案承認
 ■ 「夢の実現3S」を掲げる中期計画承認

広酪は組合発足から十七回目を迎える通常総会を開催。総会は当日の正組合員数二百五十二名のうち出席席五十二名、代理人(委任)出席十七名、議決権行使書面による出席百四十三名の合計二百二十二名の出席組合員数を得て、正組合員の過半数の出席により有効成立した。

総会議長には住田博幸氏(庄原市東城町)が選任され、田滑な議事進行のもと五つの上程議案全てが原案どおり可決した。総会終了後には組合長から

「東日本大震災からの復旧・復興と農業復興に関する特別決議」が提案され、この承認を得た。



(円滑な議事進行にあたった議長・住田博幸氏)



【山本武組合長の挨拶骨子】

第十七回通常総会の開催にあたり来賓への謝辞と今後のより一層の支援をお願いする。



■速やかな震災対応を求める

去る三月十一日発生した東日本大震災により犠牲となられた多くの方々に対して、哀悼の意を表する。これにより福島第一原発事故をもたらし、未だ解決への十分な糸口すら見えぬ状況に国民の一人として苛立ちさえ憶えるところである。国では政局対立を避けて、一丸となった復旧、復興への行動を節

に期待する。

組合では組合単独による義援金対応はもとより、組合員、役員に義援金への協力を求め、多くの善意が寄せられたことに感謝申し上げる。

■自衛防疫の意識徹底を

昨年四月に宮崎県、十一月には隣国韓国で発生した口蹄疫による甚大なる被害影響は、関係者に大きな不安をもたらした。一方、このことを受けて、組合員各位には従来にも増した牛舎消毒の徹底等への関心と認識が高まった。何時・何処からウイルスが侵入してもおかしくないことから、組合員各位には、牛舎出入り口等の消毒励行の徹底によりウイルス侵入に対する自己防衛策をお願いする。

■TPP参加断固反対

昨年十月に菅直人内閣総理大臣が成長戦略の一環として「平成の開国を目指す」と参加を表明したTPP問題は「畜産物、農産物の関税が撤廃されれば国内農業が壊滅する」との危機感をもって、総会閉会後にTPP参加反対

の特別議決を提案し、引き続き反対姿勢を固辞していききたい。

■組合員意見やニーズを反映した中期三カ年計画

平成二十三年度から二十五年度に亘る三年間を軸とした第六次中期計画は地区懇談会や地域における酪農家で組織される任意団体等の会合の場において、組合員各位から頂戴した意見やニーズを基本に組み立てたものである。これには次代に酪農業を存続させ行く強い思いの中で「①育つ酪農経営、②育つ後継者、③育つ育む新規就農者」を柱とした「夢の実現3S」をスローガンに掲げ取り組んでいきたい。

■乳価値上げと経営安定対策

組合員に関わる酪農経営の維持向上、後継者確保、生乳生産基盤維持向上を図るためには、乳価値上げへの行動とともに、国等に対しては飲用牛乳に対する経営安定対策が講じられるよう、生産者の組合員サイドに立った積極的な行動が肝要と考える。現在、世界穀物相場の作用により配合飼料価格

は高騰を続けている。同様に輸入粗飼料も値上げが続く状況にあるが、組合では値上げが最小幅に抑えられるよう交渉にあたり、組合員の負託に応えるよう努力する。組合員各位には、自給飼料確保策など生乳生産にかかる生産費引き下げへの努力もお願いする。

■強調と対話を重視した組合運営

六月八日以後の四日間、県内四つの会場で地区懇談会を開催し、この場で総会議案の詳細の説明に加え、組合情勢の伝達を行い、総会には平成二十二年度剰余金処分案には内部留保のほか配当金一%を提案している。地区懇談会では出席組合員各位から、事業推進に向けて貴重なご意見やご要望を聞いた。今後の業務執行にあたり検討を加え、実行すべきは実行する等、適正に対処していくこととし、役員一体となってコンプライアンス方針、経営理念、行動規範を十分に心がけて業務に集中してあたるよう取り組んでいきたい。

以上、本日の総会各議案に対する慎重審議をお願いする。



▼臨席頂いた六名の来賓。来賓を代表して、広島県知事代理の渡邊史郎広島県北部畜産事務所長、広島県農業協同組合中央会・村上光雄会長、全国酪農業協同組合連合会会長代理の徳永幸男大阪支所長、中国生乳販売農業協同組合連合会会長代理の鍵山信儀代表理事常務の四名(写真右より)に祝辞を賜った。

【議事の内容】

参与に西中晃参事、中山篤志事業推進課課長、櫻木茂夫事業推進課課長補佐の三名、書記に竹ノ内寛治事業推進課主任、山本直子事業推進課主任が指名され、議案説明は隅屋寒三代表理事専務が行った。

【第十七回通常総会議案】
第一号議案

第十七年度事業報告及び

剰余金処分案承認の件

第二号議案

事業計画の設定の件

第三号議案

第六次中期計画の設定の件

第四号議案

理事の報酬に関する件

第五号議案

監事の報酬に関する件

【総会での質疑応答】
■福家 隆氏(府中市上下町)

▼質問一

今年度、組合全体の職員にかかる退職給与引当金の積み増し額はいくらか。

▼回答 今年度の内部積増額は、千九百六十万円強である。なお、退職給与引当金の動きに関しては、総会資料七十六頁に引当金などの明細としてお示ししている。平成二十二年度は、期中における職員数の増減影響で、期首と期末の残高を比較すると千九百二十九万円強減少している。

▼質問二

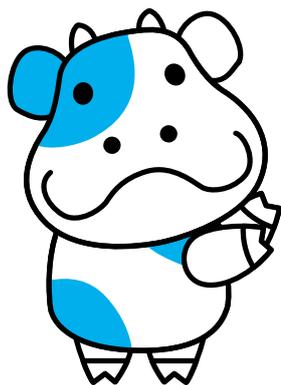
二年前の東部地域の地区懇談会で事業所別の決算報告書を示してほしいと発言したが、この対応がなされていない。

▼回答 事業所は単独事業だけでなく、複数の事業を行っており、共通管理費の按分も難しいことから、総会資料八十六頁に掲載するJA中央会が示す部門別損益計算書をもって二年前から開示を行っている。

■溝上敬一氏(世羅郡世羅町)

▼質問

平成二十二年度良質乳出荷組合員表彰に関して、上期の細菌数ペナルティ

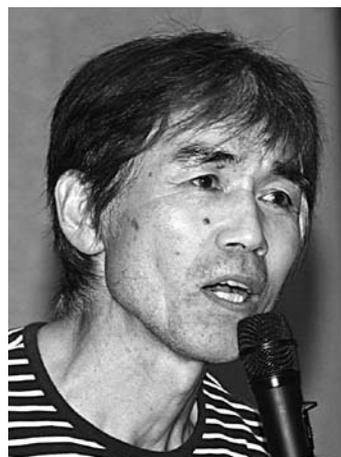


の検査結果を反映していないことに対して、不平等と思う。良質乳出荷者の表彰は、実施した一年間の算定をもとに、評価されるべきで、下期の検査結果のみを対象に評価されたことには納得出来ない。

この点、先の地区懇談会でも述べ、訂正を求めたが受け入れられなかった。上期の検査結果を表彰基準から除外している根拠は何か。

▼回答 平成二十二年度から中国生乳販連の細菌数検査の手法、サンプルの取り扱い変更等がもたらした、検査結果の開示において組合員の混乱が生じたことを踏まえて、理事会で上期のペナルティ徴収基準の運用猶予を決定した。これとは別に優良乳質出荷者表彰の基準では、上期の検査結果を含めないことを理事会で決定した。従って、これに準じて表彰を行った。

■大岡章人氏(三次市吉舎町)



▼質問

昨年度は酪農情勢が厳しいと訴求してきた中で、中期計画八頁の参考資料「生産乳量別経営指標」は乳量を基準に単純な数値となっている。これが組合員以外の目に触れれば、間違ったメッセージとして伝わること想定されるため慎重に扱われたい。

▼回答

この数値は、組合の融資事業等を利用された組合員に関連した決算状況に基づき示したものである。よって、平成二十三年事業計画ではこれらをベースに県内優良事例を参考として経営指標を策定する考えである(総会資料百八頁参照)。

▼意見 中期計画の資料には、十年後に七十戸の生乳出荷組合員数が減少す

るとの試算がある。後継者やそれら七十戸に対して、明るい老後を想像出来る情報発信や話題提供をされたい。

■河上康則氏(神石郡神石高原町)



▼質問

事業計画には乳価値上げに関して一つも触れていないがどういった考えか。

▼回答

乳価は酪農経営の根幹をなすものであり、中販連と一体となって積極的な交渉にあたりたい。

▼意見

これだけの理事・組合員が集まって意見の言える場は少ない。総会では時間の都合もあるが、大勢の意見を聞いてほしい。

■畑耕二氏(廿日市市)



▼質問

生乳出荷組合員百二十七戸において、組合員のバルクと集乳車の計量差は年間どの程度の量が生じ、どのように処理されているのか。

▼回答

現在、電磁流量計による計量を行っており誤差は少ない。また、流量計は毎年定期的な検査を実施しているため、疑問をお持ちの点に関しては検証し報告したい。

■内海利彦氏(世羅郡世羅町)



▼質問

ヘルパー利用事業に関して、ある特定の地域で土曜日・日曜日での定期研修旅行が行われることから、その間は利用出来ない。該当利用者には他の利用者することも考えて貰いたい。また、世間では仕事がない現状の中で、酪農ヘルパー要員が確保出来ないのは保証がないからではないか。

▼回答

昨今、組合員の傷病利用並びにヘルパー要員の減少によって、十分な対応が出来ていない点はお詫びする。現在、一名のヘルパー要員を確保し研修中であり、早期対応を図りたい。また、ヘルパー要員の身分保障に関しては、当然のことながら待遇改善に伴うヘルパー利用料金の値上げ等、組

合員負担の増加に反映する。これまでの経緯を含め今後も検討したい。

■西原嘉一氏(北広島町)



▼質問

中期計画における夢の実現3Sでは「育つ後継者の推進サポート」が掲げられている。飼料高騰・国政の不透明感のなか酪農経営を引き継いだが、借入金返済、老朽化した施設や機器更新リース等の優遇資金制度等のサポートを要望する。

▼回答

中期計画に関しては、後継者だけに限ったものではなく、これに限らず借入等様々なサポートを検討していきたい。

■新舎和久氏(三原市久井町)



▼質問

飼養管理の指導など、酪農家を潰さないような徹底指導をお願いする。

▼回答

第六次中期計画において指導徹底を掲げているにも拘らず不十分な点があった。今後徹底を図りたい。

総会での貴重なご要望・ご意見を

ありがとうございました。

事業を通じて引き続き努力して参ります。

※総会終了後に承認された特別議決の内容

東日本大震災からの復旧・復興と農業復権に関する特別議決

東日本大震災は、特にわが国の食料基地として農業が地域の経済・社会を支えている地域に甚大な被害を及ぼしており、いのちと暮らしの救済はもとより、震災からの復旧・復興が、わが国そしてJAグループの最大の優先課題である。

また、被災地のみならず、大都市でも発生した一時的な食料供給不足や、原発事故等により、地域・国内生産を基本とした持続可能な農業の重要性や、食の安全・安心の重要性が再認識され、震災後の環境変化により、地域内外での助けあいや、「絆」などの価値観が高まっている。

我々は、こうした環境変化や価値観の転換を契機として、市場原理のもとで、効率化や競争力強化のみをもとめるのではなく、「共助」、「共生」により、国民が安心して暮らせる社会・地域を協同で支えあう共助社会を目指すべきである。

こうしたなか、政府は5月17日に「政策推進指針」を閣議決定し、「TPP交渉参加の判断時期については、総合的に検討する」との、単に時期を延ばすだけの方針を明らかにした。しかし、例外なき関税撤廃を原則とするTPPについては、わが国農業の振興との両立は到底不可能であるのみならず、震災による甚大な被害や環境変化にも全く対応したのではなく、TPP参加の検討自体を直ちに中止するべきである。

我々JAグループは、大震災からの復旧・復興に全力を尽くすとともに、地域の実情に応じた日本型の持続可能な農業の確立を目指し、農業の復権と国民に対する安全・安心な食料供給に引き続き責任を果たしていく。また、地域経済・社会に欠かせないライフラインとしてのJAの役割を担い続け、地域社会と共に歩んでいくことに、組織の総力を挙げて取り組んでいく決意である。

以上、決議する。

平成23年6月24日
第17回広島県酪農業協同組合通常総会

■通常総会資料一部訂正のお知らせ

第17回通常総会資料に一部誤りがありました。お手数ですが訂正頂きますようお願い致します。

1 本冊・資料8頁「4. 酪農現役従事功労者表彰」受章者2名を追加

4. 酪農現役従事功労者表彰(11名)
 久保田正行 殿 90歳(廿日市市)【追加】
 佐々木鶴枝 殿 80歳(安芸高田市高宮町)【追加】

2 本冊14頁の「(1) 政治政局・経済・社会問題」の段落12行目の行末

(誤)	(正)
消費税の引き下	消費税の引き上

3 本冊77頁の(7) 役員との間の取引の明細・当期増減額の合計額

(誤)	(正)
△16,246,545	10,129,194

4 【別冊】第6次中期計画(案)7頁の表枠下から2行目

(誤)	(正)
キャッシュ発生額 ④=①+②+③+④	キャッシュ発生額 ①+②+③+④

5 【別冊】第6次中期計画(案)30頁

(1) 平成23年度末の正職員の年齢構成(見込み)の表枠内の見出し

(誤)	(正)
年齢階層	年齢階層
24歳以下	24歳以下
25歳以上29歳未満	25歳以上30歳未満
30歳以上34歳未満	30歳以上35歳未満
35歳以上39歳未満	35歳以上40歳未満
40歳以上44歳未満	40歳以上45歳未満
45歳以上49歳未満	45歳以上50歳未満
50歳以上54歳未満	50歳以上55歳未満
55歳以上60歳未満	55歳以上60歳未満
合計	合計

(2) 職員数の年齢別将来予想のグラフ見出し

(誤)	(正)
30歳以上34歳未満	30歳以上35歳未満



■組合の運転資金等対応を決議 ■組合員に対する貸付 預り金利息を決議

理事十二名、監事四名が出席し理事会を開催、九つの協議事項を審議し決定した。その内容は、以下のとおりである。

◆協議事項

協議一

平成二十三年度における借入金の
最高限度額

▼定款第五十二条で定める理事会の議決事項に基づき、同条第一項七号で定める「借入金の最高限度」を八億円(前年同額)と決定。

が逼迫したときに備える。

▼限度額は四千万円とし、借入先は広島県信用農業協同組合連合会。保証は定期性預金の担保扱い。

二・手形借入枠

▼事業運転資金として手形借入枠を設け、当座借越枠と併せて必要に応じ運用する。

▼限度額一億円以内、借入先は広島県信用農業協同組合連合会。利率は金利動向に応じて変動する。保証は理事全員の個人保証。

協議二

余剰金の運用方針及び運用

▼定款第五十二条で定める理事会の議決事項に基づき、同条第一項八号で定める「余剰金の運用に関する方針及び運用方法」に関しては、定款第五十六条の定めから広島県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫を預け入れ先金融機関とし、余剰金を運用することを決定。

協議四

一組合員に対する貸付金の最高限度

▼定款第五十二条第一項第九号で定める「一組合員に対する貸付金の最高限度」は①証書貸付金(酪農経営ふんばり資金貸付金、酪農経営再建資金を含む)の残額、②購買貸越枠の実行残額、③販売仮渡金の残額、④乳用牛の貸付残額、⑤リース物件の貸付残額、⑥購買未収金、⑦販売未収金、⑧利用未収金(ヘルパー・牛群検定)の残額を合算した一組合員に対する貸付金(債権)総額は、四千五百万円を限度とすることを決定。

協議三

手形借入枠及び当座借越枠の設定

一・当座借越枠

▼事業運営資金として当座借越枠を設け、生乳代金の支払い時など預金残額

協議五

貸付金利率の最高限度

▼定款第五十二条第一項十号及び貸付金貸出金規程第八条の定めに基づき、平成二十三年度の「貸付金利率の最高限度」を決定。平成二十三年六月二十七日から適用。

▼貸付金利率の最高限度…年率五・五%(前年同率)

▼貸付金の種類別利率の上限はパーラー(総務管理課)二十二頁に掲載

協議六

未収金、預り金に対する利率

▼業務執行規程第八条の二項で定める購買代金の未収金に対する利率を年率七%(前年度と同率)に決定。

▼組合員等から預かる「一時預り金」等に対する利率は年率〇・〇二%。対象となる預り金種別は、①組合強化積立預り金、②組合員積立預り金、③一般預り金(その他)、④証書貸付担保預り金。

協議七

行政庁に提出する業務報告書

▼農協法第五十四条の二の定めに基づく、行政庁(広島県団体検査課)に対する業務報告書の提出並びに、子会社(山陽乳業(株))の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書(連結決算帳票を含む)の行政庁提出を決定。提出期限は総会終了後二週間以内。

協議八

職員に対する夏期賞与の支給時期とその方法

▼職員に対する夏期賞与の支給時期とその方法について、組合長一任を決定。

協議九

平成二十三年度理事報酬

▼第十七回通常総会で平成二十三年度の理事報酬は総額一千四百八十八万円以内として可決。その範囲内における各理事の報酬額、支給方法を決定。

◆報告事項

- 一 JAグループ広島東日本大震災たすけあい運動にかかる人的支援
- 二 子会社山陽乳業(株)の状況
- 三 今後の招集会議開催日程

第1回監事会

6 / 24 三次ロイヤルホテル

平成23年度監事報酬を決定

池田道明代表監事は、監事4名の出席のもと第1回監事会を開催。第17回通常総会で決定した平成23年度監事報酬は総額168万円以内とされ、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法を決定した。

東日本大震災関連

7/25 ~
7/29 予定

被災者のために頑張ります
震災復興支援に寺道弘生・加藤祐一の2名を派遣



寺道弘生
(西部事業所所長)

JAグループ広島東日本大震災復興・再建対策本部(村上光雄本部長)は、JAグループ広島東日本大震災たすけあい運動の一環として、現地ニーズに沿った支援隊を編成し、6月20日から3班に分かれて被災県の復旧・復興支援を行っている。これを受けて、広酪からは寺道弘生所長(西部事業所)と加藤祐一技師(東部事業所)2名の職員派遣を決定した。2名は他のJA職員と共に宮城県・岩手県・福島県の何れかの派遣先に第3班として7月25日(月)から29日(金)まで現地の復旧支援作業等に従事する。



加藤祐一
(東部事業所技師)